

八峰町放課後児童クラブ安全マニュアル

【感染症予防・対応編】



Ver. 1

令和6年1月

目次

はじめに	2
1. 感染症の予防・感染拡大の防止	3
1.1 感染症情報の把握と情報発信.....	3
1.2 児童クラブにおける衛生管理.....	3
1.2.1 施設や備品に関する衛生管理.....	3
1.2.2 職員自身の健康・衛生管理.....	3
1.2.3 児童の健康・衛生管理.....	3
2. 感染症発生時の対応	4
2.1 学級閉鎖時等の対応.....	4
作成・改訂履歴	5

はじめに

本編は、「八峰町放課後児童クラブ」における児童・職員の感染症の予防・感染拡大の防止を目的としたものです。当クラブの全ての職員は、本編を熟読の上、日々の活動の中で常に意識し、また感染症発生のおそれのあるときや感染症が発生した際に本編に基づいて行動することで、感染症の予防や拡大の防止に努めてください。

1. 感染症の予防・感染拡大の防止

1.1 感染症情報の把握と情報発信

感染症については、町、学校等と連携して、日頃から発生状況についての情報収集に努め、予防に努めることが大切です。

家庭での手洗いやうがいの励行、適切なワクチンの接種等、感染症を防止して児童の健康を維持するために必要な取組を呼びかけます。職員は、感染症の予防のために必要な知識（細菌やウイルス等の付着や増殖を防ぎ、感染経路を断つための知識）を身に付け、施設内の日々の衛生管理を行います。

1.2 児童クラブにおける衛生管理

1.2.1 施設や備品に関する衛生管理

、施設や設備について、以下の衛生管理を行います。〈施設・設備の衛生管理〉

- ・クラブ室やトイレ等の施設を毎日掃除して清潔に保つ
- ・施設内を定期的に換気する
- ・加湿器等を使用してクラブ室内の乾燥を防ぐ
- ・クラブ室のテーブルを毎日アルコール（消毒用エタノール）で消毒する。

1.2.2 職員自身の健康・衛生管理

職員は、自身の健康・衛生管理として、以下を実施します。

〈職員の健康・衛生管理〉

- ・手洗い、うがいをこまめに行う
- ・爪を短くして清潔さを保つ

1.2.3 児童の健康・衛生管理

児童クラブ内においては、児童の健康・衛生管理のため、以下の指導を実施します。

- ・児童クラブへの来所時、外遊びの後における手洗いとうがいの徹底
- ・咳、鼻水、熱、体がだるい等の症状があるときに我慢せずに周りに伝えること
- ・咳が出るときにはマスクをすること
- ・発熱や体調不良の症状がある場合については、児童クラブの利用を控えること

2. 感染症発生時の対応

2.1 学級閉鎖時等の対応

児童クラブの役割として、保護者が働いており家に1人であることができない年齢の児童が利用するものであることから、学級閉鎖等の場合も開所することが原則です。しかし、児童クラブにおいても感染症の予防に配慮することが必要であるため、学級閉鎖の学級に在籍している児童は、感染症の症状がなくても「うつらない、うつさない、人の集まる場所への外出を控える」という趣旨から、閉鎖期間中の児童クラブの利用はできないものとします。

学校内において、インフルエンザ等の罹患者が発生した場合の具体的な対応は以下のとおりとします。

学校における対応	児童クラブの開所状況	児童クラブにおける利用の制限等 (利用制限者の範囲等)
出席停止者が出た場合	開所する	・出席停止者は、出席停止が解除されるまで利用できない。 ・出席停止者と同居している児童は利用可能とする。
学級閉鎖となった場合	開所する	・学級閉鎖されたクラスの児童は、学級閉鎖が解除されるまで利用できない。 ・学級閉鎖されたクラスの児童と同居している児童は利用可能とする。
休校となった場合	閉所する	・学校が再開されるまで児童クラブを臨時的に閉所とする。

2.2 ノロウイルス等の感染性胃腸炎の対応について

- ・ノロウイルスを発症した場合は、快復するまで児童クラブを利用できない。
- ・児童クラブ利用中に、嘔吐や発熱など疑われる症状がある場合は、保護者へ連絡し医療機関の受診を依頼する。
- ・嘔吐物や排泄物を処理する際は、以下の事項に留意する。
 - ・床に着いた汚物に、直接触れない
 - ・汚物から周囲にウイルスが飛散しているため、周囲の床も含めて消毒する
 - ・手袋は、2枚重ねにして使用する
 - ・処理後は十分な手洗いや手指の消毒を実施する

作成・改訂履歴

作成・改訂日	作成・改訂内容

